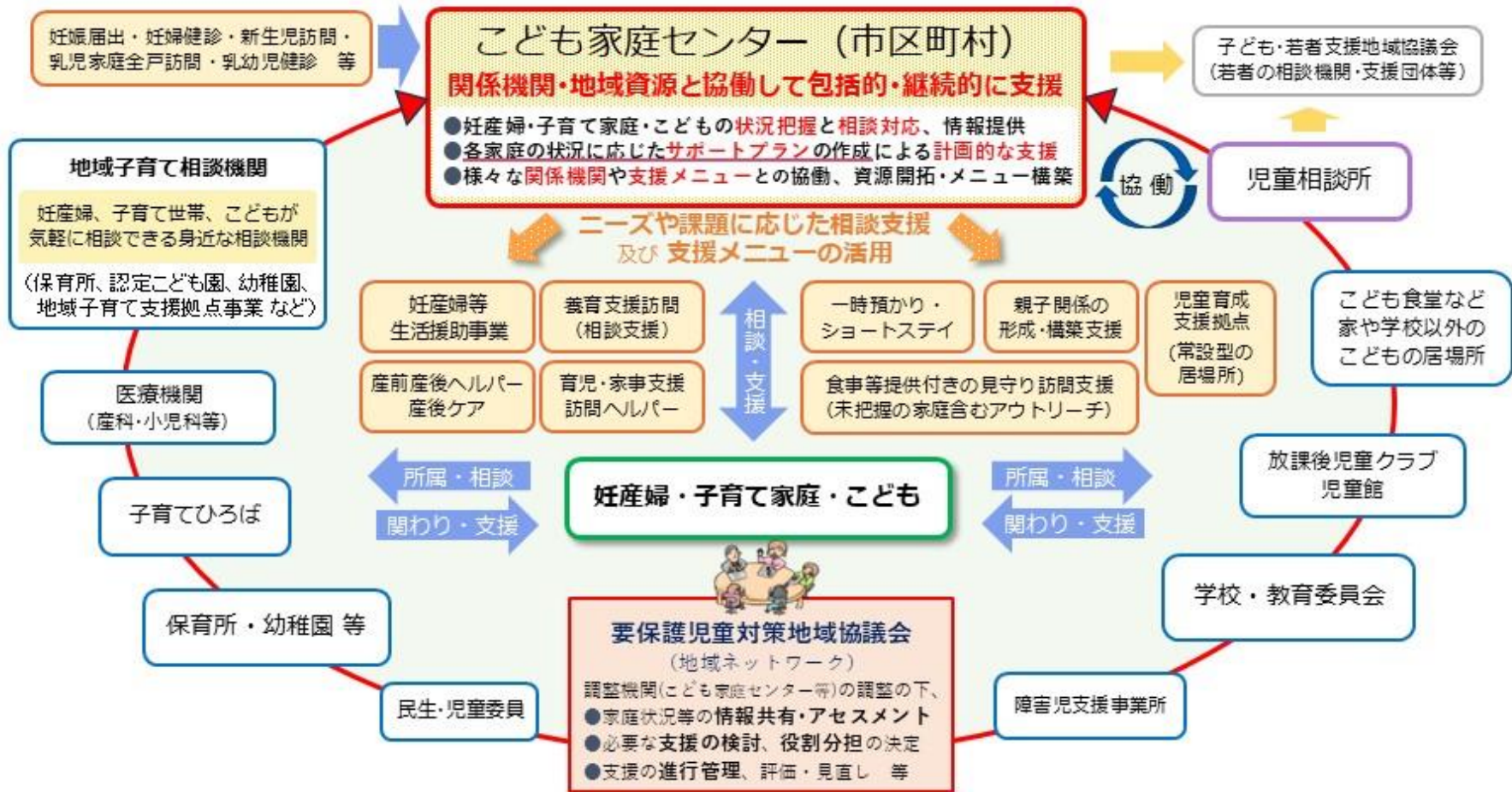


こども家庭センターを中核とした包括的・継続的支援

- 令和4年改正児童福祉法により、市町村によるセンター設置が努力義務化（令和6年4月施行）
- 市町村において、妊産婦や子育て家庭を**早い段階から支援して子育てを支える**（身近な市町村の強み）
 - 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて**早い段階で家庭の困難を把握・支援する中核を担い、地域全体で継続的に家庭を支える体制を強化**
 - 設置率71.2%(R7.5.1) → **令和8年度までに全市区町村に整備**するため開設や運営の経費を補助



妊娠期 [] 乳幼児期 [] 学齢期 [] 青年期 []